

2019年1月11日

生産県配置団体代表 殿

各都道府県協議会・協会長 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局

(押 印 省 略)

医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて

このことにつき、12月28日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より当協会あて別添①の写し並びに別添②、③のとおり情報提供がありましたので、送付いたします。なお、本ガイドラインは配置販売業について対象とされていませんが、医薬品の流通に係るものであり、今後、卸売販売業者及び製造販売業者において、本ガイドラインに基づいた取り組みが進められますので、適正な業務を進めるうえで参考とされるよう、傘下会員業者等へのご周知方をお願いいたします。